

先進医療技術の施設基準改正に伴う移行措置

- 先進医療会議は、既評価技術について、実施保険医療機関からの実績報告を踏まえ、普及性、有効性、効率性、安全性、技術的成熟度及び社会的妥当性等の観点から、保険導入及び施設基準の見直しに係る検討を行うこととされている。
- 第38回先進医療会議においては、以下の3技術について、施設基準の見直しを実施することとしたところ。
 - 告示番号6：陽子線治療
 - 告示番号11：重粒子線治療
 - 告示番号30：多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術
- 改正される新たな厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成20年厚生労働省告示第129号。）については、平成28年4月1日からの適用を予定しているが、
 - ・ 多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術については、実施保険医療機関数が400以上であること
 - ・ 陽子線及び重粒子線治療については、キャンサーボードの設置、訪問調査の受入れ、症例登録の実施その他基準の追加がなされたことを踏まえ、新たな施設基準への円滑な移行（届出、人員確保、症例登録の実施体制の確保、学会との連携体制の構築その他新たな基準の実施に係る準備）のため、平成28年4月30日まで従前の施設基準による先進医療の実施を認める移行措置を講じることとする。
 - ※なお、これらの技術に関連する学会からも、従前の施設基準による先進医療の実施を1月認めることの要望がなされている。